

魚津市告示第232号

指定管理者の指定について

魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年魚津市条例第25号）第4条の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第5条第1項の規定により告示する。

令和3年12月20日

魚津市長 村椿 晃

施設の名称	指定管理者の名称	主たる事務所の所在地	施設の名称
魚津市有線テレビジョン放送施設	株式会社新川インフォメーションセンター	魚津市釈迦堂一丁目12番18号	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
北山農村集落センター	北山自治会	魚津市北山458番地6	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
東蔵農村集落センター	東蔵自治会	魚津市東蔵325番地	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
黒沢農村集落センター	黒沢自治会	魚津市黒沢1158番地	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
松倉農山村文化交流館	鉢生産森林組合	魚津市鉢1752番地	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで